

川保食発第 53-1 号
令和 5 年 12 月 8 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 5 年 9 月 29 日執行の保健部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（食品衛生課）

食品衛生課のと畜検査申請手数料について、歳入を収入するに当たって調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

と畜検査申請手数料について、令和 5 年 9 月 7 日申請分から、川口市会計事務規則に則り事前調定による収入とし、適正な事務に改善いたしました。

